

#### 4. 保険金のお支払いについて

Q.19 保険金の種類と支払対象となる費用について教えてください。

A.19 この保険の支払対象となる費用は次のとおりです。

保険金の種類	保険金の支払対象となる費用
法律相談料保険金	法律相談料
弁護士費用等保険金	着手金、手数料、報酬金、日当、実費等、時間制報酬(タイムチャージ)※

※時間制報酬(タイムチャージ)は、同一の事件につき着手金および報酬金と同時に請求できません。

Q.20 弁護士に法律相談や事件処理を委任した後に保険金請求した場合は保険金は支払われるのですか。

A.20 保険を利用する場合は、あらかじめ当社に通知しなければなりません。  
 当社へ事前の通知をせずに実施した法律相談、または委任契約を締結し、弁護士費用の損害を被った場合は、当社は保険金をお支払いしません。  
 トラブルの原因事故の発生時期・内容および弁護士費用の算出根拠を確認するために、被保険者または弁護士に対して、当該事項に係る説明または資料の提出を求める場合があります。

Q.21 基準弁護士費用とは何ですか。

A.21 「基準弁護士費用」とは、当社が弁護士費用等保険金のお支払いに際して採用する弁護士費用の基準額で、法律事件の種類ごとに一定の額または一定の割合が定められています(注)。

(注) 基準弁護士費用は、保険約款の別表I「基準弁護士費用算定表」に定められています。

訴訟事件の基準弁護士費用

基準紛争利益	委任契約時(着手金)	委任終了時(報酬金)
300万円以下	8%(最低金額は100,000円)	16%
300万円超 3,000万円以下	5%+90,000円	10%+180,000円
3,000万円超 3億円以下	3%+690,000円	6%+1,380,000円
3億円超	2%+3,690,000円	4%+7,380,000円

<例>基準紛争利益(Q.22)が1,000万円の訴訟事件の基準弁護士費用は、次のとおりです。

着手金	$(1,000万円 \times 5\% + 9万円) \times 消費税 = 649,000円$
報酬金	$(1,000万円 \times 10\% + 18万円) \times 消費税 = 1,298,000円$

## Q.22 基準紛争利益とは何ですか。

A.22 「基準紛争利益」とは事件の解決により被保険者が得る利益として、弁護士費用等保険金の支払額の決定に際し、当社が定める方法により算出した金額のことで、基準紛争利益は委任契約締結時、事件終了時にそれぞれ算出し、基準弁護士費用の算定基礎となります。

- 委任契約締結時：弁護士に法律事件の解決を依頼することによって得られる可能性のある期待利益に基づいて算出します。
- 事件終了時：弁護士に法律事件の解決をしたことによって実際に得られた確定利益に基づき算出します。

<例> 歩行中に自転車に接触して転倒し、ケガをした被保険者が、350万円の損害賠償請求を行った結果、280万円の損害賠償請求が認められた場合  
→委任契約締結時の基準紛争利益：350万円  
事件終了時の基準紛争利益：280万円

なお、着手金については、当社の算出した委任契約締結時の基準紛争利益に基づき、弁護士費用等保険金をお支払いしますが、事件終了時の基準紛争利益が委任契約締結時の基準紛争利益を超えることとなった場合は、当社は着手金対応分として支払うべき保険金を再計算し、既に当社がお支払いした保険金との差額をお支払いします。（Q24 参照）

## Q.23 基準紛争利益として認められない場合はありますか。

A.23 被保険者が相手方に金銭を請求する場合、原則として請求額が基準紛争利益になります。ただし、次に掲げる額は基準紛争利益に算入しません。

- この保険契約の支払対象外である原因事実に係る損失額または請求額

<例> 保険加入前から返済が滞っている貸金についての返還請求も併せて行う場合、加入前から返済されない貸金は基準紛争利益に算入しません。

- 被保険者と相手方との間で争いのない事項に相当する額

<例> 相手方に1,000万円を請求しているが、そのうち600万円については相手方が支払うことを認めている場合、基準紛争利益は400万円となります。

- 被保険者、保険金請求権者または弁護士等からの説明または資料が不足し、または不十分であるために、基準紛争利益の額を算出することが困難な額

<例> 相手方に1,000万円を請求しているが、そのうち400万円についての根拠が不明確である場合、基準紛争利益は600万円となります。

- 被保険者が損失の拡大を防止できたにもかかわらず、それを放置した結果、拡大した損失額

<例> 税金の未払いが発生していたが、放置していた場合、発生したことがわかっていたにもかかわらず、放置されていた場合の請求額は基準紛争利益に算入しません。

- 被保険者が主張する経済的利益の額が一般に適正・妥当な水準を超える場合における当該超過額

<例> 事故で時価100万円の自動車が使用不能になったとき、相手方に1,000万円を請求したとしても、基準紛争利益は100万円となります。

Q.24 事件終了時の基準紛争利益が、委任契約締結時の基準紛争利益を上回った場合はどうなりますか。

A.24 事件終了時の基準紛争利益の額が、委任契約締結時の基準紛争利益の額を上回ることとなった場合、当社は、委任契約締結時に着手金対応分として支払うべきであった保険金の額を事件終了時の基準紛争利益に基づいて再計算し、既に支払った保険金を超える部分の金額をお支払いします。

<例> 100万円で購入した美術品を壊され、慰謝料含め1,000万円を請求。訴訟の結果、賠償金150万円が認められた。

委任契約締結時の基準紛争利益100万円\*<事件終了時の基準紛争利益150万円

※購入価格を承認しています。慰謝料の取扱いについては、Q25を参照

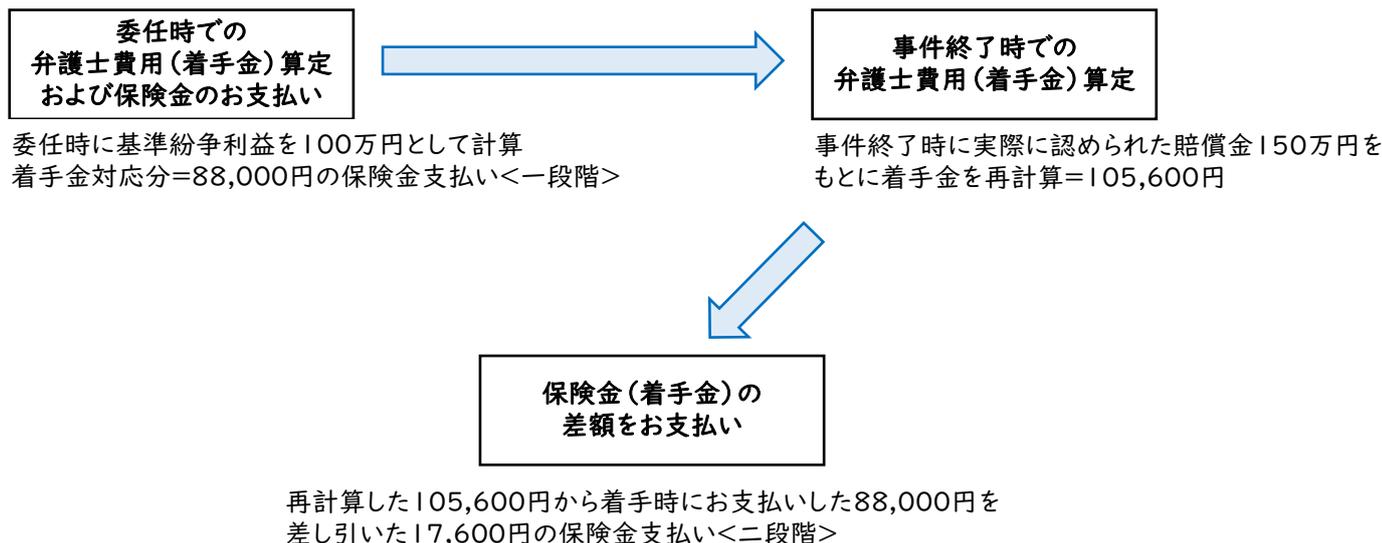
事件終了時に確定した基準紛争利益が、委任時の基準紛争利益を上回ったため着手金を再計算します。

① 委任契約時	100万円×8%×消費税=88,000円 88,000円<100,000円(着手金最低金額 <sup>(注1)</sup> )×消費税=110,000円 110,000円×80%(縮小てん補割合 <sup>(注2)</sup> )=88,000円
② 事件終了時	150万円×8%×消費税=132,000円 132,000円×80%(縮小てん補割合 <sup>(注2)</sup> )=105,600円
事件終了時着手金=②-①(差額)	105,600円-88,000円=17,600円

(注1) 着手金の基準弁護士費用の最低金額は100,000円×消費税と定めています。

(注2) 縮小てん補割合は各プランによって異なります。

【弁護士費用(着手金)の二段階払い イメージ】



Q.25 慰謝料を請求したいと考えているのですが、どのような形で弁護士費用等保険金が支払われるのか教えてください。

A.25 慰謝料については、次の場合に基準紛争利益に算入し、弁護士費用等保険金をお支払いします。

① 委任契約締結時にお支払いする保険金

次のいずれかによって精神的苦痛を受けた場合<sup>(注)</sup>

- a. 人身損害（死亡・後遺障害・入通院を要する傷害が発生した場合に限る）
- b. 名誉毀損、プライバシーの侵害
- c. 学校などにおけるいじめ、体罰、虐待
- d. 職場などにおけるセクシャルハラスメント、パワーハラスメント、その他ハラスメント
- e. ストーカー、性犯罪
- f. 離婚、内縁破棄、婚約破棄、不貞行為
- g. その他、当社が特別に承認したもの

(注) 請求する慰謝料の額が紛争の実態に比して明らかに高額である場合などは、請求額の一部を基準紛争利益として算定します(Q.22参照)。よって、委任契約締結時においては、aからg以外の慰謝料請求については保険金をお支払いしません。

② 事件終了時にお支払いする保険金

慰謝料として実際に認められた場合<sup>(注)</sup> (①のaからg以外の場合でも支払われます)

(注) 事件終了時の基準紛争利益が、委任契約締結時の基準紛争利益を上回った場合の取扱いについては、Q.24をご参照ください。

Q.26 保険金の具体的な算出方法を教えてください。

A.26 保険金の具体的な支払額は、次のとおり算出します(被保険者が弁護士等に支払った額を上限とします)。

<特定偶発事故の場合の例>

歩行中に自転車に接触して転倒し、ケガをした被保険者が、弁護士に法律相談後、事件処理を委任し、訴訟で350万円の損害賠償請求を行った結果、280万円の損害賠償請求が認められた場合

【被保険者が支払った費用】

① 法律相談料11,000円、② 着手金330,000円、③ 報酬金440,000円、④ 日当33,000円、⑤ 実費等50,000円  
合計支払金額:864,000円

【保険金支払額】

法律相談料(法律相談料保険金)	保険金支払額:11,000円
着手金(弁護士費用等保険金)	基準紛争利益:350万円 基準弁護士費用(訴訟事件):(350万円×5%+9万円)×消費税=291,500円 保険金支払額:330,000円>291,500円であるため、 <b>291,500円</b>
報酬金(弁護士費用等保険金)	基準紛争利益:280万円 基準弁護士費用(訴訟事件):(280万円×16%)×消費税=492,800円 保険金支払額:440,000円<492,800円であるため、 <b>440,000円</b>
日当(弁護士費用等保険金)	基準弁護士費用(往復2時間超4時間以下):30,000円×消費税=33,000円 保険金支払額:33,000円=33,000円であるため、 <b>33,000円</b>
実費等(弁護士費用等保険金)	<b>50,000円</b>
合計	11,000円+291,500円+440,000円+33,000円+50,000円= <b>825,500円</b>

【被保険者の自己負担額】

864,000円(被保険者が支払った費用)-825,500円(保険金支払額)=**38,500円(自己負担額)**

※基準弁護士費用の算出方法は、Q.21の訴訟事件の基準弁護士費用の算出方法をご参照ください。